## 運 輸 の 安 全 性 の 向 上 の た め の 鉃 道 事 業 法 等 の 部 を 改 正 す る 法 律 案 に 対 す る 附 帯 決 議

参 平 成十八年三月二十 院 玉 王 交 通 委 員 会 日

その の安政 運全府用対は に策 遺を本 憾 総 法 な合の き的施 をに行 期推に at し、' きで i) \ 運 輸の安全性 最 あ る。 近 の 公共交通 の再 生・ 機 関に 向 上を お 11 図る・ τ 頻 ため、 発する事 次の諸 故・ト 点につい ラブ ル て適 を 讱 踏まえ、 な措 公 を 共 濭 じ、

• 安 支 援管 う勢 こと。 築 及び安全 風土の 確 立 一が早に 期 に 図られるよう、 運輸事 業 者に、 対し 実効 ある 指 潰 蒕

る見 こら特 とれに し て の にな 責 よい安を理 任 り運全行態 を 果 輸運 た 厳事航 正業の すこと。 か者欠 つに陥 的対是 シ正て、 確 な 改 善 そる 策の指 が事導 業 講 じ運監 ら営督 れがあ る改る よ善い うさは 指れ是 る正 潰 しま命 、で令その等 の間の • 安 発 全国出 性にに がよも るか 確 保安か さ全わ れ対ら る 策ず よの う 監事 盨 視態 をの 強改 官 庁 化 善 とすが

る こ わ 玉 とる 土 者 交 に 通 提大臣 さ及 れび る 運 こ輪 と事 を業 通 者 じ、運 輸 す る の 安輸 全送 性の の安 向全 上に にか 向か けわ 有る 効情 に報 が、 活 用 さ利 れ用 者、 る ょ う、 住 民 環そ 境の の他 整公 備共 に交 努 通 めに

運 す 輸 る事 措業 置分が野 迅に 速 お にい τ 講 じ 実 ら施 れ さ るれ ょ た う規 に 制 す 緩 る 和 こ が 運 輸 の 安 全 性 に 与 え た 影 響 を 検 証 ŕ 必 要 に 応 じ 安 全 確

保

改 善、 ヒュ 者 に安 ı 対 全 マ しに ンエ て関 継す 続る人のおり に術生 指継の 承 背 ゅ 톴 監人と 督材 指 育摘 支 成 <del></del> 援のれ をたて 行うこと。ための環境整にいるヒュー ヒュー 境整 マ ン 必マ 要シ なン 要シ 員ス のテ 確ム 保を な含 どむ が労 図働 ら 条 れ件 る • よ労 う、 働 環 運 境 輸の

五、運 れ ら の 輪 事 業 務 業 が円 不者に対 滑 に実施されずる監 に 施され、 され、事故の未然防止を・検査及び事故等の 止・再発 調査体制 防止が確実なものとなるよう十分確保すること。 に係る国土交通省の予算及び定員については、 そ

上 の 運 支 輪 障事 を 業 及 者 ぼの さ 業 な 務 いの よう事 受委託 業 につい 者を 指て は、 導・監督すること。 委託者と受託 者 の 密 接 な 連 携 が 义 られ るようにするなど、 安 全

その改良見通しを公表す化に向けて地方公共団体七、踏切道改良事業の緊急 なすること。 国体と鉄道事業 重点 業 的 な 者 が 推 連携・ 連 して適 図るた 辺な計| んめ、 計画が一総点検 策定さ. と事 業 これるよう指導条評価を行い、 導・ 改良 助 言 箇 す所 る の と早と急 も な に事

こと。 点から、 航空 また、その内容については、ヒューマンファクター、一・鉄道事故調査委員会は、 ては、 には、 は、国民が有効 組織上の問題 公正中立な<del>立</del> 月効に利活用する问題等幅広く調本な立場で的確な言 る査事 たを故 め行調 のに理解しやすいも行い、事故調査報告 もあると な作故 る成の 努映防 が立せる観 め るこ

九、 しつつ、今後 今 後 の事 故調 の 查 課 体制 題 として検討を加えること。の在り方について、その て、その対 象 3分野、 体制、 機能 の強化 等 に 関 ŕ 諸 外国 の 例 を 参 考

右決議する。